

西尾市新規開業者応援補助金制度のご案内

【制度概要】

西尾市では、新規開業事業者への支援のため、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（以下「日本公庫」という。）が定める新規開業・スタートアップ支援資金を受けた中小企業者等に対し、当該融資金額に係る事業資金の一部につき、一定の条件を満たした場合に補助金を交付します。

【補助対象者】

新たに事業を始める方、又は事業開始後1年以内の方で、法人の場合は本社、個人の場合は住所地又は主たる事業所を市内に有しており、令和7年4月1日以後に以下の新規開業関連融資の融資実行を受けた事業主

【補助対象となる新規開業関連融資制度】

- ① 新企業育成貸付
（新規開業資金・女性、若者／シニア起業家支援資金・再チャレンジ支援融資・中小企業経営力強化資金）
- ② 普通貸付
- ③ 食品貸付
- ④ 生活衛生貸付
- ⑤ 企業活力強化貸付（ソーシャルビジネス支援資金）

【補助金額】

補助金額は融資額の1％とします。（一補助対象者あたりの年度内の上限額は5万円までとし、100円未満切り捨て）ただし、補助対象外となる車両等を含む場合は、融資額から該当の金額を除いた額の1％とします。

※補助対象外となる車両等

3・5・7ナンバーの車両並びにこれらに付属するもので、これらの改造費等の諸経費を含むものとします。（ただし、緑ナンバー、黒ナンバーの車両は除きます）また、申請者と自動車検査証の使用者の氏名または名称及び住所が異なる場合もナンバーに関わらず補助の対象外となります。

【申請方法】

次の書類を、西尾市役所商工振興課までご提出ください。

① 新規開業者応援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	
② 新規開業貸付融資証明願（様式第2号）	日本公庫より発行
③ 新規開業者応援補助金交付請求書（様式第4号）	日付、金額は記入しないで下さい
④ 市税の完納証明書	市役所収納課にて発行
⑤ （車検証の写し）	資金使途に補助対象となる車両を含む場合

※新規開業者応援補助金交付申請書兼実績報告書、新規開業者応援補助金交付請求書は西尾市ホームページからダウンロードできます。



【申請期限】

日本公庫からの融資実行後60日以内とします。

（申請期限が休日に該当する場合は、休日前の平日が期限となります。）

【注意事項】

予算に達した時点で受付を終了します。

問合せ先 西尾市産業部商工振興課 電話0563-65-2168
西尾市ホームページ <http://www.city.nishio.aichi.jp/>